

## 学 位 論 文 題 名

## 日本と台湾における行政争訟制度の比較研究

## 学位論文内容の要旨

戦後、日本は行政国家から司法国家へと転換した。そして、新しい憲法の制定に歩調をあわせて行政裁判所が廃止され、行政事件の裁判権は司法裁判所に移った。一九六二年、行政事件訴訟法および行政不服審査法の制定・施行によって、行政争訟制度は斬新な態様で現われた。これに対して、中華民国・台湾は、一九三二年に現行行政争訟制度を発足させて以来、政治的な諸原因で、大幅な改正を行わなかった。そのため、台湾における現行行政争訟制度は行政裁判所の位置づけを除いて、訴願前置原則、行政訴訟の一審制および全国一ヶ所のみ行政裁判所などの諸点で、その母法たる日本のかつての行政裁判制度とかなり類似している。

それにもかかわらず、台湾においては、時代遅れの行政争訟制度を有しながらも、最近訴願および行政訴訟の事件数はハイスピードで増加してきている。これに対して、日本では、戦後五〇年間、行政訴訟事件数は横這いの状態にあり、さらに人口比で換算すれば一〇〇年来は殆ど変わらない状態となっている。

そこで、一九九四年および一九九五年の日本と台湾における行政訴訟事件数を、両国の人口比で換算すれば、台湾は約日本の三〇倍となっている。なぜ、日本と台湾との間に、制度と実務的な利用面において、このようなギャップができたか。これを問題提起として原因を解明するため、日本と台湾の行政争訟制度を理論および実務的な運用の両面から検討する。

本論文は、行政争訟制度を行政不服申立制度および行政訴訟制度に区別して日台両国の制度を別々に論ずる。その構成は以下のとおりである。

第一編は、日台両国の行政不服申立制度についての比較である。第一章では、日本における行政不服申立制度について、その沿革、旧訴願制度および現行不服申立制度の三節に分けて詳しく論述する。そして、第二章では、台湾における訴願制度について、それを制度の沿革および現行制度に分けて論ずる。そこでは、歴史上の関係および諸資料から推察した結果、台湾において現在まで使用されている「訴願」という用語は、日本から直接導入されたのではないかと、筆者は推断している。第三章においては、日本と台湾の行政不服申立制度を比較し、とくに現行制度の異同を対比させて検討する。そして、現行制度について、立法方式、教示制度、不服申立てと行政訴訟の関係、処分の執行不停止、不服申立ての審査機関・組織、審理方式、審理期間、不服申立ての期間と方法、不服申立ての参加、不利益変更の禁止、不服申立ての対象および事情裁決の一二項目をピックアップして比較・考察する。その結果、次の結論を得た。つまり、日本の現行不服申立制度全体は、

複雑で理解しにくいシステムである。さらに、不服申立てと行政訴訟の自由選択原則は多くの例外的な規定によって逆転されて行政訴訟の不服申立前置となっている現象、審査機関一般の専門性・中立性の欠如および審査期間の延引等諸点から考えれば、日本の行政不服申立制度は十分に機能していないと言わなければならない。これに対して、台湾は完全ではないが、現制度の下で様々な行政命令をもって改善策を試行した結果、制度の欠陥が多少とも是正された。データに基づいて比較すれば、不服申立制度の利用および運用の点では、台湾の方が日本よりも活性化していると考えられる。しかし、台湾の行政不服申立制度は色々な欠点を抱えている以上、根本的な改革が必要であるとして、制度改革がはじまった。日本では、不服申立制度の全面的な検討および運用面の改革が重要な課題になるだろう。

次の第二編は、日本と台湾における行政訴訟制度の比較研究である。第一章では、日本における行政訴訟制度について、その沿革、旧憲法下の行政裁判制度の特徴・評価および現行行政事件訴訟制度の性格・概観と利用・処理状況の三節に分けて詳細に論述する。第二章においては、台湾の行政訴訟制度について、その沿革および現行制度の概観や利用・処理状況などを記述する。そして、第三章では、日本と台湾における現行行政訴訟制度について、その異同を検討するため、以下の九項目をもって比較する。それは、司法一元制と司法二元制、行政訴訟の審級および審理期間、行政訴訟の類型、行政不服申立前置、執行不停止の原則、裁判費用、事情判決、仮処分および職権主義である。

続いて、第三編は、台湾における行政争訟制度の改革およびその検討である。ここでは最近、立法院の審査会の手続を経て本会議に上程されている行政訴訟訴訟法改正草案、行政法院組織法改正草案および訴願法改正草案について、主な内容を紹介すると同時に検討を加える。とくに、日本の制度の導入、例えば事情判決、行政訴訟類型の明文化などを中心として検討する。

最後に、経済的・社会的構造の複雑化によって現代行政が錯綜・多様化しつつあることにより、行政によって国民の権利利益を侵害する可能性が高まっているから、行政救済制度の必要性およびその目的を正しく認識しなければならない。そして、人間の尊厳の重視および国民の権利利益の保護という行政救済制度の目的を実現するために、行政争訟制度は簡単明瞭、適正、公平、廉価、迅速、しかも実効的かつ包括的でなければならないという結論を見出す。そこで、それらの諸要素に基づいて日本と台湾の制度を検討した結果、両国の制度とも完全ではないので、根本的な改革が必要である。もっとも、現行制度において、制度の面では日本の方がより優れているが、運用面では台湾の方が活性化していることが明白である。台湾において制度が活用されている主な原因は、審査・審理の短期化および裁判の無償主義にあると考えられる。

台湾は一九八一年から制度の全面改新をはじめ、行政訴訟法、行政法院組織法および訴願法は現在、立法院で第一読会を経て立法化への目標に一步前進した状態である。もちろん、法案はまだ不善なところが存在しているが、それが立法化された後にさらに検すればよい。行政関係三法を早急に可決することが望ましい。これに対して、日本の行政争訟制度を根本的に改革する必要性が、研究者が強く訴えている。政府が研究者を招聘して、早急に改革を着手する必要があることはいうまでもないであろう。

# 学位論文審査の要旨

主 査 教 授 木 佐 茂 男  
副 査 教 授 畠 山 武 道  
副 査 教 授 高 見 勝 利  
副 査 助 教 授 鈴 木 賢

## 学 位 論 文 題 名

### 日本と台湾における行政争訟制度の比較研究

本論文「日本と台湾における行政争訟制度の比較研究」(200字詰原稿用紙換算で約1,200枚)は、行政不服審査制度と行政訴訟制度からなる2つの行政法上の救済制度(行政争訟制度)について、日本と台湾を比較し、歴史的成立過程、その変遷、現状、改革動向までを総括的に検討したものである。「はじめに」と「おわりに」の間にある本論は、全3編からなり、第1編で「日台における行政不服申立制度の比較」、第2編で「日台における行政訴訟制度の比較」を試み、さらにこの両編では、それぞれの第1章と第2章で日本と台湾の制度や実務を考察し、各々の第3章でまとめにあたる比較検討を行っている。第3編は、「台湾における行政争訟制度およびその他の関連改革」を扱う。

中華民国・台湾における現行の行政争訟制度は明治期以来、日本の法制度の影響が極めて大きかった。そのことを前提として、本論文のねらいは次の2つに絞られる。

第1は、行政争訟の現実である。例えば1950年代に人口比で日本の30分の1程度しかなかった台湾の行政訴訟が、1995年の時点では逆に30倍になっており、50年代を基準にすると日本の900倍の増加率ということになる。第2は、この事実と台湾が関心を寄せる国との関係である。台湾の公法研究者の留学先にはドイツが多く、彼らは、アメリカの影響を受けた第2次大戦後の日本の制度をさほど研究対象としてこなかった。他方で、争訟件数の増加に悩む台湾の実務家が、訴訟の少ない日本に学ぼうとしている。著者によれば、台湾側からする日本の法制度と実務の現状認識は、研究者・実務家ともきわめて不十分であり、この点の正確な研究が不可欠である。

第2は、制度の外観は戦前の日本に類似している台湾の方が、現実の救済機能においてはすでに日本より優れた部分を少なからず示していること、さらに、現在多様な改革が進行中であることである。その改革作業を的確に評価し、改善提案をするにあたって日本との比較研究が有用であるという。

かくして、本論文は、両国の法制度と実務について歴史研究を媒介としつつ客観的比較を行い、日本の制度と実務の問題点を指摘しながら、台湾の抱える行政争訟の制度と実務・運用の将来像を明らかにすることをメイン・テーマとする。

本論文の内容的特徴は、取り上げている対象が行政不服審査をも含む行政争訟法の全体を歴史的に取り扱うという研究範囲の広さにある。その結果、若干の項目は別として、両国の手続規定には

類似性があり、制度的に改善を要する部分が少なくないこと、しかし、他方で、台湾においては日本の戦前的な制度でありながら、すでに審理期間、審査機関の専門性・中立性、認容率などにおいて、日本より救済制度にふさわしい運用がなされており、優位性が顕著となっていることを明らかにする。とりわけ、日本の最高裁にあたる司法院大法官會議は、新しい法理論の導入及び法制度の改革の先頭に立っていることや、ドイツに学んで新設される仮処分、義務づけ訴訟などを含む法改正の国会論議も紹介し検討している。

研究方法上の特色は、以下の点にある。すなわち本論文は、両国の判例理論の比較研究という手法ではなく、制度や運営の歴史的対応関係を押さえるとともに、統計的に制度の活用度を調べ、大局的な傾向を把握するという手法をとっている。そのために上述の諸問題に関する両国の文献を明治期のもので含めて網羅的に検討するほか、申請者自身が台湾における高級公務員であることから独自に入手しうる最新のデータや情報も駆使して、これまで作成されていなかった統計表を作成し、一部は本国でインタビュー調査も行っている。台湾の文献については、同国の諸大学の修士論文、博士論文や自費出版物などを用いて、可能な限り過去の研究成果を基礎とするように努め、論述の裾野を広げている。

台湾の制度・組織(例:平政院)や法律用語(例、訴願)について、日本に起源があるかどうかについても考証を進めている。往時の法律用語を現在の日台の法律概念と同視してはいけないうちにも注意が払われている。

審査委員の評価は以下の通りである。本論文は、日台の行政争訟の全体像を100年前から現在に至るまできわめてバランスよく扱い、これにより論文のフレームを明確にするとともに、中華民国・台湾の行政争訟法制の日本からの継受、法系上の特徴といった側面をも実証的に浮き彫りにし、日本の行政争訟制度の歴史的特徴をも指摘することに成功している。論文自体も読みやすく、外国籍の大学院生の日本語作文能力としてはきわめて秀逸である。

わが国の行政争訟制度は、外見的には台湾よりも比較的進んでいるのに、なぜ十分に機能していないかという点については、究極のところ、日本における法観念や日本人の法意識のアジア諸国の中での特殊性や司法組織・司法人事の比較研究にまで進まなければ解明できないであろう。本論文はその点に直接言及していないが、著者自身はこの点を深く意識しつつも、研究期間、調査条件、論点の集中といった観点からあえて深入りしなかったことが認められる。今後、台湾における行政紛争処理の実証的な調査等を踏まえた比較をすれば、いっそう優れた作品になることがうかがえる。

さらに本論文は、現在の改正途上の行政争訟関連の3法律について自己の意見を提出している。学問的研究が実務に反映できる条件が日本よりも整っている状況にあつて、帰国後に、日本法の研究者として実務面でも多大の貢献をすることが期待される。

よつて、審査委員の全員一致をもって、博士(法学)の学位を付与するに十分であると判断した。